

実地調査の施行

昭和33年3月中京地方において実施した大工場工員及び小・零細製造業従業員に対する職業移動調査の調査要綱を掲げれば以下のようなである。

昭和32年度人口学的総合調査のうち大工場工員に関する調査要綱

1. 調査の目的

人口学的総合調査はわが国人口及び人口問題の諸側面をそれぞれ典型的に代表しているような特定の地域または職域を選定し、これらの典型的標本についてその実態を人口学的諸見地から総合的に観察し、現下人口対策の策定に必要な基本的資料をうることを目的とする。

うち近代的大工場工員に関する調査は、わが国人口中、とくに近代的産業人口層の一典型である大工場工員をその所属世帯とともにとらえ、近代的工業人口の実態をその発生形態にまで遡つて明らかにすることを目的とする。

とくに本年度調査においては対象を中京工業地帯にとり、この地帯の労働力移動の特性をもあわせあきらかにすることを目的とする。

2. 調査の方法

選定された工場の男子工員の全部（臨時工を含む）について世帯単位の「基本調査票」を配布し、自分自身と各自の所属している世帯に関する事項を記入してもらう。この場合の所属世帯には工員が世帯主である場合はもちろん、単に世帯員として所属している場合も含まれる。また工員寮にいるような場合は之を一人世帯として扱うこととする。

なお、調査票の配布及び回収はすべて会社側の好意と協力にまつものとする。

3. 調査の時期

昭和33年3月1日現在

4. 調査の地域、対象及び範囲

愛知県下、豊田自動車工業の男子工員（臨時工を含む）4,200名（内、臨時工700名）

5. 調査事項

(1) 工員個人に関する事項

(イ) 氏名

(ロ) 出生年月

(ハ) 義務教育を終えた時の居住地

(ニ) 教育程度（最終修了校）

(ホ) 配偶関係及び既婚者の結婚年月

(ヘ) 現在の会社につとめた時期、現在の雇用形態（常用、臨時の別）、職種と地位及び平均月収

(リ) 最初の職業（但し親の家で家族従業者として働いていた期間を除く），その就業地及び就業期間

(ヲ) 主要前職（前職中一番長期間就業していた職業），その就業地及び就業期間

(リ) 最近の前職，その就業地及び就業期間

(2) 義務教育修了時の扶養者に関する事項

(イ) 父又はその他の別

(ロ) 扶養者の当時の職業

(3) 工員の所属している現在の世帯の世帯員に関する事項

(イ) 氏名

(ロ) 男女の別及び満年齢

(ハ) 工員との続柄

- (イ) 職業（無業者は家事、通学等の生活事情）
(ロ) 平均月収

昭和32年度人口学的総合調査のうち小・零細企業従業者に関する調査要綱

1. 調査目的

人口学的総合調査はわが国人口の構造的特性をその一部面において典型的に代表し、したがつて又わが国現下の人口問題の問題点を集約的に示唆しているような特定の地域または職域を選定し、その人口構造を人口の経済的活動状況、社会的移動、再生産力並びに健康度等の人口学的諸見地から総合的に観察して、現下の人口及び人口問題の実態を科学的にあきらかにすることを目的とする。

うち中小企業従業者調査は、わが国人口中、農村と共に龐大なる人口層を形成している中小企業部門の過剰労働力のあり方を人口学的にあきらかにすることを主目的とする。

とくに本年度においては、人口の社会的移動の終着点といわれる大都市において、小企業従業者が、どのような発生の経過を辿り、どのような生活形態、就業形態を示しているか等の諸点をあきらかにし、もつてわが国大都市小企業人口の過剰就業状態の実態と、人口収容力の限界性を検討するための資料とすることを主眼とする。

2. 調査対象及び地域

1. 調査目的にしたがい、名古屋市において、従業員規模30人未満の製造業（日本標準産業分類大分類のうち）従業者 2,000人及びその属する事業所を対象とし、その集積区域と見られる区域において調査を行う。なお従業者とは（業主、家族従業者、被雇用者を問わず事業所で働く全ての従業者を対象とする）

3. 調査の時期

調査は3月1日現在の事実を把握することを目的として3月1日以降二週間以内に実施する。

4. 主要調査事項

- (1) 本人の職業および職業移動歴
(イ) 義務教育を了えた場所
(ロ) 最初の職業、その就業地および就業期間
(ハ) 一番ながく働いていた前職、その就業地および就業期間
(ニ) 現在の職業、その就業時期、事業所の仕事の内容、事業所における地位
(ホ) 現職への就業の機縁、手づる
(ヘ) 特に住み込従業者の雇用形態
- (2) 所属世帯の家族および労働力構成
(イ) 男女の別及び年齢
(ロ) 本人とのつきがり
(ハ) 配偶関係
(ニ) 教育程度
(ホ) 職業の有無、その種類、無業者については家事、通学の別
(ヘ) 前月の月収
- (3) 世代間の職業の移動
(イ) 義務教育修了時の扶養者
(ロ) 右扶養者の当時の職業